

第2回 野洲市総合計画審議会 分野3(産業・観光・歴史文化)専門部会 会議次第

日時 令和7年7月4日(金) 13:30~15:30

場所 野洲市役所本館3階 第1委員会室

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 部会長選任報告

4. 審議事項

後期基本計画の骨子について

・・・資料1

・・・参考資料

5. 報告事項

市民意向調査について

・・・資料2

6. その他

策定スケジュールについて

・・・資料3

7. 閉 会

【配布資料】

◆次第・委員名簿

◆資料1 後期基本計画の骨子について

◆資料2 市民意向調査アンケート調査票

◆資料3 野洲市総合計画（後期基本計画）策定スケジュール

◆参考資料 施策見直し点検シート

野洲市総合計画審議会 委員名簿

分野	施策	所属機関等 (委員区分ごと、施策との関連順)	氏名 (敬称略)	関連
分野1 子育て・教育・ 人権	1-1 子育て支援の充実 1-2 青少年の健全育成 1-3 学校教育の充実 1-4 生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進 1-5 人権の尊重と多文化共生社会の実現	滋賀大学 教職大学院 教授	前田 利幸	学識経験者
		野洲市子育て支援会議	深津 昌江 ※第2回から交代	子育て
		野洲市青少年育成市民会議	三村 益夫	教育
		野洲市スポーツ協会	山本 博一	スポーツ
		野洲市文化協会	喜多 幸次	文化
		野洲市人権啓発推進協議会	太田 信成	人権
		公募委員	岩澤 政宗	公募
分野2 福祉・生活	2-1 健康づくりの推進と地域医療体制の整備 2-2 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり 2-3 障がい児・者福祉の充実 2-4 地域福祉の推進 2-5 生活困窮者等への支援の充実 2-6 消費者行政・防犯対策の充実	びわこ学院大学 教育福祉学部 教授	内藤 紀代子	学識経験者
		野洲市健康推進連絡協議会	川端 文代	健康
		一般社団法人 守山野洲医師会	本田 亘	地域医療
		野洲市老人クラブ連合会	堤 敏次	高齢者
		野洲市障がい者関係団体連絡協議会	西谷 厚子 ※第2回から交代	障がい者支援
		野洲市民生委員児童委員協議会	西村 孝子	地域福祉
		社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会	富田 由紀子	生活困窮者・介護等
分野3 産業・観光・ 歴史文化	3-1 商工業の振興 3-2 農林水産業の振興 3-3 地域資源を生かした観光の振興 3-4 歴史文化遺産の保全・活用	滋賀県立大学 人間文化学部 教授	塚本 礼仁	学識経験者
		野洲市商工会	木村 靖	商工業
		レーク滋賀農業協同組合	清水 稔	農林業
		野洲市観光物産協会	北中 良幸	観光
		野洲市歴史民俗博物館友の会	小島 朝子	歴史文化
分野4 環境・都市計画・ 都市基盤整備	4-1 均衡ある土地利用の推進 4-2 自然環境・美しい景観の保全 4-3 生活環境の保全と上下水道サービスの安定供給 4-4 防災・減災対策の強化 4-5 道路ネットワークの整備と交通安全の推進 4-6 公共交通の利便性の向上	同志社大学 名誉教授	新川 達郎	学識経験者
		環境基本計画推進会議 「水と緑・安心の野洲」	林 かずみ	環境
		野洲市消防団	山本 一郎	防災
		近江鉄道株式会社	北村 真治	公共交通
		西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 京滋支社	池田 奈津子	公共交通
		公募委員	梅田 麻衣子	公募
分野5 市民活動・ 行財政運営	5-1 市民活動・自治会活動の推進 5-2 市民との情報共有の推進 5-3 効果的・効率的な行財政運営	やすまる広場実行委員会	山本 幹夫	市民活動
		野洲市自治連合会	奥野 清 ※第2回から交代	自治会

後期基本計画の骨子について

1. 専門部会で審議いただきたい事項

本日と次回の2回の専門部会では、令和8年度から令和12年度までの5年間に於いて野洲市が取り組んでいく「後期基本計画」についてご審議をいただきたいと考えております。資料としてご用意しております骨子は、前期基本計画策定からの5年間に於ける社会情勢の変化や本市での取組状況などを勘案して、各施策の所管課が前期基本計画をベースにして作成したものです。

<資料の見方>

【現状・課題】、【取組方針と主な取組】
社会情勢の変化や本市の取組状況を踏まえて修正しました。

施策 1-1 子育て支援の充実
《めざす姿》
すべての家庭が安心して楽しく子育てができるよう、地域全体で取り組んでいます。

■ 現状・課題
少子化の進行や世帯の細分化、生活圏と貧困等、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。また、共働き世帯の増加や就労形態の多様化により、子育て環境に対するニーズが多様化しています。
すべての子育て家庭が安心して楽しく子育てができるよう、ニーズに合わせた子育てサービスの充実や子育て環境の整備、経済的負担の軽減や子育てにやさしいまちづくりの機運を高めるような取組を行う必要があります。
待機児童の解消にあたっては、教育・保育施設の整備とともに、保育人材の確保・育成に取り組む必要があります。また、就学前教育・保育においては、いろいろな遊びの中で十分に体を動かし感性豊かな心が育つよう、学校教育との連携のもと、質の確保及び向上に取り組む必要があります。
また、妊娠前から子育て期に抱える様々な悩み事等に対しては、個々の家庭の状況に応じた適切な対応が出来るよう、切れ目のない相談支援体制の充実を図る必要があります。

子育て家庭の不安や孤立の解消のため、交流の場や機会を設け、多くの親子が利用しているものの、家庭や地域の子育て力の格差や、子育て家庭の孤立化は依然として課題となっています。身近なところで気軽に頼り、相談できるような地域での居場所づくりを進め、地域全体で子育てを支える環境を作っていく必要があります。

充実期待は、件数の増加とともに、内容が複雑化・多様化しています。また、様々な要因により困難を抱えている子どもも多く、虐待を未然防止するとともに、困難を抱えている子どもや家庭を早期に発見し対応できるよう、専門性の向上を図り、地域・関係機関との連携を強化し、協働して取り組む必要があります。様々な事情により、相談機関と自ら接点を持ちにくい家庭もあり、アウトリーチ型の支援を充実させることも必要です。

また、令和6年度より全体的な妊産婦、子育て世帯、こどもへ体系的な切れ目のない相談支援を実施するため、こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の一体的なマネジメント体制の強化に取り組んでいます。

■ 取組方針と主な取組
① 子育て家庭への支援の充実
妊娠前から出産・子育てまでの切れ目のない相談支援や情報提供、また経済的負担の軽減等により、安心して子どもを産み育てることができるよう、各種相談と連携・協働し、支援します。
ひとり親家庭の相談・交流事業の充実、医療費助成制度の充実、妊娠前から産後・子育てまでの切れ目のない相談支援の実施、妊婦のための支援体制

② 安心して子育てできる環境の整備
多様なニーズに合わせた子育て環境の整備と保育人材の確保・育成を図るとともに、地域における子育て支援の充実を図ります。
保育ニーズに応じた保育園・こども園・学童保育所の確保整備、保育人材バンクの活用等による保育人材の確保、就学前教育・保育における質の確保・向上、地域における子育て支援環境の整備

③ 児童虐待の未然防止及び早期発見・対応
児童虐待の未然防止及び早期発見・対応に向け、地域・関係機関との連携・協働体制の強化や相談体制の充実を図ります。また、困難を抱えている子どもや家庭について、早期に発見し、適切な対応が取れるように努めるとともに、こども家庭センターの設置により、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの体系的な相談支援体制の充実を図ります。
虐待・虐待サポート事業等の相談支援の充実、事象発生時の関係機関との連携強化

■ 指標

指標名	基準値	実績値	目標値
待機児童数（学童保育所）	0人	0人	0人
待機児童数（未就学児）	0人	10人	0人
児童虐待相談件数／児童虐待件数	17.2%	18.8%	18.0%

【指標】前期計画の指標を掲載しています。
これまで評価を実施いただいた結果を踏まえて、総合計画評価委員会から指標に対していただいたご意見を参考に添付しています。

主な市の計画
子育て支援事業計画
子育て支援計画
子育て支援計画

① 保育士の充足率といった、保育の質を高める指標が必要。
② 虐待件数を指標とした方が減らす動機付けにならない。
③ 未就学児となっている件数にも着目すべき。
④ 客観的な数値に基づく指標と、アンケート等による主観的な指標を併せて評価してほしい。
⑤ 幼稚園と保育園の役割を明確化し、連携しながら職員や保護者に意識付けしていくことが重要。

施策（ページ）ごとに、指標も含めてご意見を頂戴し、担当部署の職員も交えて議論させていただくことにより、この先の5年間で本市が進めていくべき施策を構築していきたいと考えております。

2. 今後の後期基本計画策定の進め方

今回の専門部会でいただくご意見は、各所属へフィードバックし、庁内での議論を重ねて内容のブラッシュアップを行います。更には、アンケートや市民懇談会の結果を市民の意向として反映し、次回の専門部会には後期基本計画の素案としてお示しする予定です。後期基本計画は、次回の専門部会の審議をもって、確定させたいと考えております。

第2章

分野別施策

基本構想

めざす将来都市像

多様な人々と多彩な自然が調和した、
個性輝くにじいろのまち
～笑顔あふれる にじいろ都市 やす～

基本姿勢

協働のまちづくり

各主体とまちづくりの目標を共有し、
「協働」によるまちづくりを進めます。

SDGsの実現

SDGsとのつながりを意識しながら、
持続可能なまちづくりを進めます。

分野ごとの基本方針

1

子育て・教育・人権

- 親が安心して子育てし、子どもが健全に育つまち
- 誰もが生涯にわたって学び続け、学びの好循環が生まれるまち
- 互いを尊重し合い、多様性を認め合いながら、ともに生きるまち

2

福祉・生活

- 誰もが生きがいづくりや健康増進に取り組み、地域全体で切れ目なく医療が提供されるまち
- 「地域共生社会」の実現に向け、互いに支え合い、ともに安心して生活できるまち
- 生活上の諸課題を抱える人が安心して暮らせるまち

3

産業・観光・歴史文化

- 地域経済が活性化し、市民生活が充実したまち
- 豊かな地域資源を生かし、多くの人が訪れ楽しめるまち
- 交流や連携を通じて多様な人々の関わりが生まれるまち

4

環境・都市計画・都市基盤整備

- 豊かな自然環境が守られるまち
- 必要な都市機能が確保され、ネットワークで結ばれるまち
- 快適な環境が確保された、安全・安心なまち
- ハード・ソフト両面で災害に強いまち

5

市民活動・行財政運営

- 市民と行政の協働による暮らしやすいまち
- 透明性が高く、効果的・効率的に運営されるまち

基本計画

分野

1 子育て・教育・人権

- 施策 1-1 子育て支援の充実
- 施策 1-2 青少年の健全育成
- 施策 1-3 学校教育の充実
- 施策 1-4 生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進
- 施策 1-5 人権の尊重と多文化共生社会の実現

分野

2 福祉・生活

- 施策 2-1 健康づくりの推進と地域医療体制の整備
- 施策 2-2 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり
- 施策 2-3 障がい児・者福祉の充実
- 施策 2-4 地域福祉の推進
- 施策 2-5 生活困窮者等への支援の充実
- 施策 2-6 消費者行政・防犯対策の充実

分野

3 産業・観光・歴史文化

- 施策 3-1 商工業の振興
- 施策 3-2 農林水産業の振興
- 施策 3-3 地域資源を生かした観光の振興
- 施策 3-4 歴史文化遺産の保全・活用

分野

4 環境・都市計画・都市基盤整備

- 施策 4-1 均衡ある土地利用の推進
- 施策 4-2 自然環境・美しい景観の保全
- 施策 4-3 生活環境の保全と上下水道サービスの安定供給
- 施策 4-4 防災・減災対策の強化
- 施策 4-5 道路ネットワークの整備と交通安全の推進
- 施策 4-6 公共交通の利便性の向上

分野

5 市民活動・行財政運営

- 施策 5-1 市民活動・自治会活動の推進
- 施策 5-2 市民との情報共有の推進
- 施策 5-3 効果的・効率的な行財政運営

施策 3-1 商工業の振興

《めざす姿》

地域特性を踏まえた事業活動や創業をしやすい環境が整備され、事業者、経済団体、金融機関、市民の連携のもと、地域の商工業が活性化しています。

■ 現状・課題

本市は、京阪神方面、中京方面双方との近接性及び交通インフラの整備状況、働き手を確保しやすい環境等から、産業立地に大きな可能性を有した地域です。特に工業については先端技術産業関係をはじめとし、様々な事業所が操業しており、事業所の拡大など市内での投資が活発であるほか、新規企業の立地需要も高い状況です。しかし、産業用地として一団の空閑地がないことから、事業所の立地・拡大の需要に応えるための用地が必要で、農用地や森林等の自然的環境との調和を図りつつ、土地の有効活用を図ることが求められています。また、新たな事業所の立地や既存事業所の拡大といった市内での操業を促すための仕組みが求められています。

地域商業の活性化のためには、経営改革や後継者の育成等によりそれぞれの事業者を強化するとともに、事業者が価値ある商品やサービスを開発・提供することにより、地域ブランドを創出していくことが必要です。地域の特性を生かした商業の活性化支援や事業者や関係機関が連携したイベントの開催等、まちのにぎわいを創出するとともに、事業者同士や他分野との交流や連携を促進し、多様な主体が互いに支援し合い発展できるような仕組みをつくる必要があります。

創業を希望する人への支援を行い、雇用の創出を図ることも必要です。

対応する主なSDGsのゴール



■ 取組方針と主な取組

① 産業用地の確保と事業所の立地促進

取組方針	主な取組
市民の生活環境や自然環境に配慮しながら、産業用地の確保を進めるとともに、市内での立地を促進するために、工場等の新設や設備投資等に対して助成します。	市街化区域の拡大等法制度の活用による産業用地の確保、助成制度による工場等の新設や設備投資等に対する支援

② 地域商業の基盤強化の支援

取組方針	主な取組
駅前や北部合同庁舎等、各拠点でのにぎわいを支援し、地域を支える商店等の小規模事業者の経営安定や発展に向けた支援を行うとともに、地域の特性を生かしながら商業基盤を整備することで、商業の活性化や地域経済の好循環化を図ります。	駅前整備に合わせ、地域や事業者と連携したイベントの開催、野洲駅周辺等の商業の活性化支援

③ 創業支援の強化と雇用の創出

取組方針	主な取組
創業を希望する人に対し、経営ノウハウの提供、経済面などさまざまな情報提供を通じて支援を図るとともに、地域発の産業の拡充を進め、雇用の創出を図ります。	新規創業者へのインセンティブの強化、地域ブランドの創出と推進、雇用の創出

■ 指標

	指標名	基準値	実績値	目標値
㊦	製造業付加価値額	921 億円	1,586 億円	1,042 億円
㊧	年間商品販売額	870 億円	(R4)888 億円	990 億円
㊨	創業塾受講者数	11 人	17 人	20 人

■ 関連する主な市の計画

- 商工業振興基本計画

㊦㊧景気によって左右され、市の施策による影響度は低い。指標として適切か疑問。市が管理できる指標と2本立てで管理してはどうか。
 ㊨毎年公表されるものでないため、進捗評価ができず、指標として不適切。
 ㊦受講後に起業に結び付いたか検証が必要。
 ㊧創業件数や創出雇用者数の方が相応しい。
 ○人材不足やDXに対応する取組を入れても良いのでは。
 ○事業の継続を図る指標があっても良い。

施策 3-2 農林水産業の振興

《めざす姿》

効率的で安定した農林水産業経営を環境にも配慮しながら推進することで、環境と経済が両立する「栄統的」な農林水産業が営まれています。

■ 現状・課題

本市の農業は水稻を中心に発展してきましたが、全国同様、担い手の高齢化や後継者不足が深刻な課題となっています。農業経営の持続化・安定化を図るため、集落での話し合いを通じて策定した地域計画に基づく農地の集積・集約化や、集落営農組織や家族経営体の法人化などを推進します。さらに、今後の担い手となる認定農業者の育成、新規就農者への経営技術支援をはじめとした相談など、県・ＪＡ等関係機関と連携して取り組む必要があります。

一方、関係機関と連携し、市内産農林水産物の知名度や需要を高め、利用を推進することにより、次代へ引き継ぐための農林水産業がさらに魅力ある誇れる産業となることが求められていることから地域ブランドの創出に向けた取り組みを進める必要があります。

林業においては、所有者による適切な経営管理が難しくなっていることから、森林経営管理制度の導入により、林業経営の適正化を図る必要があります。

また、水産業では滋賀びわ湖漁業協同組合が新たに発足したことから、県や関係市と共同し琵琶湖の水産資源回復に向けた取組を進める必要があります。

農地や森林、水環境については、地球温暖化の防止や生物多様性の保全、水源の涵養など、市民生活に関わる多面的な機能を有しています。市民が気軽に農林水産業に関わることができる環境の整備や、農林水産業の持つ魅力や価値を市民と共有を進めるとともに、環境に優しい農業を推進し、地域と協働して良好な環境を保全していくことが必要です。

対応する主なSDGsのゴール



■ 取組方針と主な取組

① 経営基盤の強化と担い手の確保

取組方針	効率的で安定した農林水産業の経営基盤を強化するとともに、担い手や後継者の持続的な農業経営支援に取り組みます。	主な取組	地域計画の推進及びブラッシュアップによる地域の担い手確保と農地集約、農地中間管理機構の活用による農地集積の利用促進、新規就農者に対する支援や農業経営に関する相談窓口の周知、スマート農業への転換支援
------	--	------	--

② 農産物等のブランド力向上

取組方針	市内産農林水産物の知名度や需要を高めるため、ネーミング等も含めて地域ブランドの創出に向けた取り組みを関係機関と協議を進めます。	主な取組	農業者と商工業者との交流機会の創出等による農商連携の推進、販路の拡大支援、ふるさと納税返礼品の発掘・創出、学校給食での市内産農林水産物の活用推進
------	---	------	--

③ 農地、森林、水環境の良好な保全

取組方針	農地や森林、水環境の果たす多面的機能についての理解を促進し、地域で連携して環境保全に取り組みます。	主な取組	環境保全型農業の推進、農業体験等地域と連携したイベントの開催、獣害対策、土地改良施設の整備、里山整備の支援
------	---	------	---

■ 指標

	指標名	基準値	実績値	目標値
ア	担い手への土地利用集積率	75.6%	84.3%	80.0%
イ	認定農業者の法人化数	18 法人	23 法人	25 法人
ウ	「環境保全型農業直接支払交付金」取組面積	967ha	528ha	1,000ha

■ 関連する主な市の計画

- 農業振興計画
- 農業振興地域整備計画
- 森林整備計画
- 食育推進計画

①個別の計画の目標数値と整合を図るべき。
②指標と目標値について、関係者と共有が必要。
○ブランド力向上に関する指標を設けてはどうか。
○地元産品の販路拡大には、市民を巻き込んだ応援体制の構築が必要。市から情報発信すべき。

施策 3-3 地域資源を生かした観光の振興

《めざす姿》

野洲市の地域資源の魅力が市内外に周知され、多くの人が野洲市を楽しみ、地域経済が活性化しています。

■ 現状・課題

本市には、三上山や琵琶湖に代表される豊かな自然や歴史、社寺や史跡等の魅力ある地域資源があるものの、それぞれが点在しており、結び付けような観光の仕組みづくりやまちの玄関口である駅からの交通手段が充分でなく、地域資源を生かした観光が展開できていません。また、地域の歴史や伝統文化等は市民においても認知度が低く、野洲市の良さや魅力が市外に広がらない一因にもなっています。

そのため、インターネットの活用やターゲットを明確にした魅力のアピール等、市外の方が野洲市の文化、歴史、生活に関心を持ち、実際に訪れるような情報発信の工夫が必要です。

観光には、その地域ならではの体験や学び、地域との交流等、新たな価値が求められる時代となっています。野洲市の自然や文化は市民にとって身近で日常的なものであっても、市外の人々に魅力的で非日常的な体験をもたらす可能性を秘めています。野洲市の魅力を再発見するために、事業者や市民団体等が連携しながら、エコツーリズム、アグリツーリズム等ニーズに応じた観光のあり方を模索し、新たな観光資源の掘り起こしを進める必要があります。

野洲市の魅力が市内外の多くの人に注目され、野洲市に関わりを持つ関係人口が増加することで、事業者や市民団体等にも新たな工夫やアイデアが生まれ、地域ブランドの創出や地域への誇りや愛着の醸成にもつながります。地域経済の活性化とともに、地域の魅力を守り発展させていく担い手の輪が広がるよう、商業や農林水産業等他分野とも連携を図りながら、観光振興を進める必要があります。

また、野洲市内には、野洲の特産品などをPRできる拠点がなく、PR拠点の整備が必要となっています。

対応する主なSDGsのゴール



■ 取組方針と主な取組

① 観光情報の収集・発信の充実

取組方針	主な取組
観光情報を効果的に発信する仕組みを時代やニーズに応じて構築し、野洲市ならではの体験や学びなど、野洲市の魅力をアピールします。	高齢者や若年者等の各世代に届きやすい情報媒体に対応した観光情報の発信

② 新たな観光資源の発見と環境整備

取組方針	主な取組
野洲市の魅力の再発見やニーズに沿った観光のあり方の検討を通して、新たな観光資源の掘り起こしを行うとともに、近隣市と連携した観光客が訪れやすい仕組みを整備します。	体験型観光のメニューづくり、案内表示の更新・多言語化、観光関係団体への支援

③ 地域資源の活用促進

取組方針	主な取組
市民・団体・農林水産業者・商工業者・観光事業者等と連携し、特産品づくりや定期的なイベントの開催等、地域資源を活用した観光振興を促進するとともに、野洲市のPRができる拠点の整備を進めます。	ピワイチ等多様な手段を活用した観光ルートの充実、事業者や市民との協働による特産品づくり、定期的なイベントの開催、湖岸を活用した観光振興、野洲市のPR拠点および出張販売機能を持ったアンテナショップの整備

■ 指標

指標名	基準値	実績値	目標値
観光入込客数	1,550,100 人	2,400,357 人	1,627,500 人

■ 関連する主な市の計画

○ 観光振興指針

- 大型観光施設ができたことによって目標を達成しているが、目標設定時点の施設で評価すべきではないか。
- 大型観光施設から市内への周遊に繋げる取組が重要。
- 市の魅力を向上させることで数値が上がる指標とすべき。
- 観光振興指針に関連する取組や指標を設けるべき。
 - 観光振興指針の重点事業（例）
 - ①野洲市ならではの体験型観光事業
 - ②野洲市のよいところ発見事業
 - ③湖と山をつなぐ観光周遊促進事業
- 野洲の良さに市民が興味を持つことも重要であり、市民向けの取組に関する指標も設けてはどうか。
- インバウンド向けの取組がなく、取り残されている感がある。
- 発信した情報が行動に繋がったか、データサイエンスを用いた分析はできないか。
- 受入体制づくりも行っていく必要がある。
- 観光ガイドの育成等、人に着目した指標があっても良い。

施策 3-4 歴史文化遺産の保全・活用

《めざす姿》

地域の歴史文化遺産の魅力が地域で共有され、協働して保存・活用・整備に取り組んでいます。

■ 現状・課題

市内には指定文化財をはじめとする多くの歴史的遺産があります。また、市内で伝えられている歴史・民俗資料や伝統行事・祭礼等も、先人から受け継いできた身近な歴史文化遺産です。地域の魅力ある歴史や文化を再発見し、次代に伝えていくことは、地域への誇りや愛着を育みます。

しかし、時代や社会構造の変化に伴い、貴重な史料の散逸や後継者不足等に伴い保護・継承が困難となりつつあります。文化財をはじめとする歴史的遺産・市民遺産の保存・修理・活用を進めるとともに、地域に残る歴史遺産に視点を据え、学び、体験することを通じて市民の関心・理解を深め、次代にしっかりと継承していくことが必要です。

また、わかりやすく興味・関心を持てるような展示や魅力的な企画等を通じた文化財の公開・活用、インターネットを通じた情報発信等を図り、観光や教育等に生かす取組を展開していく必要があります。

対応する主なSDGsのゴール



■ 取組方針と主な取組

① 歴史文化遺産の保護・継承

取組方針	指定文化財や史跡の保存・修理に努めるほか、民俗資料や、郷土の歴史・伝統行事について、その調査や保存・継承に関する取組を支援します。	主な取組	指定文化財建造物への防災設備更新・防犯設備設置の相談対応。無形民俗文化財継承の支援。未指定文化財建造物の保存・活用の相談対応。歴史講座・シンポジウムを通じて、文化財の本質的価値の情報発信
------	---	------	---

② 歴史文化遺産の魅力の発信

取組方針	文化財や歴史遺産について、市民が価値を認識し、関心・理解を深められるよう体験学習等を行うとともに、インターネット等を活用し、市外にも広く魅力や情報の発信を行います。	主な取組	歴史民俗博物館における企画展や体験学習の実施、インターネットやSNS等を活用した情報発信
------	--	------	--

③ 他分野との連携による歴史的遺産の活用促進

取組方針	観光・教育・まちづくり等、他分野との連携により、歴史文化遺産を地域資源として活用できるよう、方法を検討し、展開します。	主な取組	史跡永原御殿跡の保存・活用・整備、まちづくり団体との協働事業、歴史ツーリズム等観光分野との連携促進
------	---	------	---

■ 指標

	指標名	基準値	実績値	目標値
㊦	国・県・市指定文化財件数	140 件	140 件	144 件
㊧	歴史民俗博物館入館者数	10,604 人	8,136 人	11,700 人

■ 関連する主な市の計画

- 教育振興基本計画
- 史跡永原御殿跡保存活用計画
- 史跡永原御殿跡整備基本計画
- 野洲市文化財保存活用地域計画（令和7年度策定予定）

㊦指定数増加に関する具体的な取組を示せないか。
 ㊧目標値が高すぎ、実現の可能性が乏しい。
 ○地域の歴史と文化の継承等に関する学習会や講習会の参加人数を指標にしてはどうか。
 ○情報発信件数や閲覧件数を指標にできないか。併せて受け手のリアクションも補足できると良い。
 ○魅力発信にはストーリーを軸として面での発信が重要。仕組みやツール（PR 動画等）が必要。
 ○魅力を発信する人材育成も重要。

分野③産業・観光・歴史文化										
施策1 商工業の振興										令和5年度施策評価（外部評価）
A										
取組方針① 事業者の操業環境の整備支援 → 産業用地の確保と事業所の立地促進										
3-1-1	担当課									
		現計画	現状と課題 変更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由	現計画	取組方針 更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由	現計画	主な取組 更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由
地域経済振興課		野洲市は、京阪神方面、中京方面双方との近接性や交通インフラの整備状況等から、産業立地に大きな可能性を有した地域であり、特に工業については先端技術産業関係をはじめとし、様々な事業所が操業しています。事業所の拡大など市内での投資が活発であるほか、新規企業の立地需要も高く、市内の工業は持続的な発展を続けています。しかし、一方で事業所の立地・拡大の需要や、従業員の居住場所の確保に応えるための用地不足が大きな課題となっており、今後の工業振興のためには、農用地や森林等の自然的環境との調和を図りつつ、土地の有効活用を図ることが求められています。	野洲市は、京阪神方面、中京方面双方との近接性や交通インフラの整備状況、働き手を確保しやすい環境等から、産業立地に大きな可能性を有した地域であり、です。特に工業については先端技術産業関係をはじめとし、様々な事業所が操業しています。おり、事業所の拡大など市内での投資が活発であるほか、新規企業の立地需要も高く、高い状況です。市内の工業は持続的な発展を続けています。しかし、一方で産業用地として一団の空閑地がないことから、事業所の立地・拡大の需要や、従業員の居住場所の確保に応えるための用地不足が大きな課題となっており、今後の工業振興のためには、が必要で、農用地や森林等の自然的環境との調和を図りつつ、土地の有効活用を図ることが求められています。また、新たな事業所の立地や既存事業所の拡大といった市内での操業を促すための仕組みが求められています。	産業用地不足の現状について記載の修正。 市内で工場等の新設や設備向上のための投資を行う企業に対して助成措置を講ずること で地域経済の活性化を促すため、令和7年4月1日施行の野洲市企業立地促進助成金を創設していることに関係して追記。	市民の生活環境や自然環境に配慮しながら、事業者が操業しやすい環境整備を支援します。	市民の生活環境や自然環境に配慮しながら、事業者が操業しやすい環境整備を支援します。産業用地の確保を進めるとともに、市内での立地を促進するために、工場等の新設や設備投資等に対して助成します。	産業用地確保の必要性と整合した記載に修正。 併せて、市内で工場等の新設や設備向上のための投資を行う企業に対して助成措置を講ずること で地域経済の活性化を促すため、令和7年4月1日施行の野洲市企業立地促進助成金を創設していることに関係して追記。	市街化区域の拡大等法制度の活用による企業の立地や事業拡大への支援	市街化区域の拡大等法制度の活用による企業の立地や事業拡大への支援産業用地の確保、助成制度による工場等の新設や設備投資等に対する支援	産業用地確保の必要性と整合した記載に修正。 併せて、市内で工場等の新設や設備向上のための投資を行う企業に対して助成措置を講ずること で地域経済の活性化を促すため、令和7年4月1日施行の野洲市企業立地促進助成金を創設していることに関係して追記。
取組方針② 地域商業の基盤強化の支援										
3-1-2	担当課									
		現計画	現状と課題 変更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由	現計画	取組方針 更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由	現計画	主な取組 更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由
地域経済振興課		商業については、地元小売業の廃業等により、車での移動が困難な高齢者等を中心に、食料品の購入等に不便や苦労を感じる人が増えています。市民ニーズに対応するための支援を行い、経済が地域内で循環するような仕組みを整えていくことが必要です。 また、地域商業の活性化のためには、経営改革や後継者の育成等によりそれぞれの事業者を強化するとともに、事業者が価値ある商品やサービスを開発・提供することにより、地域ブランドを創出していくことが必要です。地域の特性を生かした商業の活性化支援や事業者や関係機関が連携したイベントの開催等、まちのにぎわいを創出するとともに、事業者同士や他分野との交流や連携を促進し、多様な主体が互いに支援し合い発展できるような仕組みをつくる必要があります。	商業については、地元小売業の廃業等により、車での移動が困難な高齢者等を中心に、食料品の購入等に不便や苦労を感じる人が増えています。市民ニーズに対応するための支援を行い、経済が地域内で循環するような仕組みを整えていくことが必要です。一また、地域商業の活性化のためには、経営改革や後継者の育成等によりそれぞれの事業者を強化するとともに、事業者が価値ある商品やサービスを開発・提供することにより、地域ブランドを創出していくことが必要です。地域の特性を生かした商業の活性化支援や事業者や関係機関が連携したイベントの開催等、まちのにぎわいを創出するとともに、事業者同士や他分野との交流や連携を促進し、多様な主体が互いに支援し合い発展できるような仕組みをつくる必要があります。	買い物困難者支援については、高齢や障害等の部門で対応。（調整済み）	地域を支える商店等の小規模事業者の経営安定や発展に向けた支援を行うとともに、地域の特性を生かしながら商業基盤を整備することで、商業の活性化や地域経済の好循環化を図ります。	駅前や北部合同庁舎等、各拠点でのにぎわいを支援し、地域を支える商店等の小規模事業者の経営安定や発展に向けた支援を行うとともに、地域の特性を生かしながら商業基盤を整備することで、商業の活性化や地域経済の好循環化を図ります。	駅前整備に合わせた内容に変更	地域や事業者と連携したイベントの開催、移動販売等の新たな市民ニーズへの対応、野洲駅周辺等の商業の活性化支援	駅前整備に合わせ、地域や事業者と連携したイベントの開催、移動販売等の新たな市民ニーズへの対応、野洲駅周辺等の商業の活性化支援	駅前整備に合わせた内容に変更
取組方針③ 創業支援の強化と雇用の創出										
3-1-3	担当課									
		現計画	現状と課題 変更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由	現計画	取組方針 更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由	現計画	主な取組 更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由
地域経済振興課		創業を希望する人への支援を行い、雇用の創出を図ることも必要です。			創業を希望する人に対し、技術面・経済面などさまざまな支援を図るとともに、地域発の産業の拡充を進め、雇用の創出を図ります。	創業を希望する人に対し、経営ノウハウの提供、経済面などさまざまな情報提供を通じて支援を図るとともに、地域発の産業の拡充を進め、雇用の創出を図ります。	商工会が実施する創業塾について、技術面の支援がメインでなく経営ノウハウ等がメインの講座となっているから。	新規創業者へのインセンティブの強化、地域ブランドの創出と推進、雇用の創出、勤労者福祉の充実	新規創業者へのインセンティブの強化、地域ブランドの創出と推進、雇用の創出、勤労者福祉の充実	創業支援に関する取り組みに限定するため
施策2 農林水産業の振興										
令和5年度施策評価（外部評価）										A
取組方針① 経営基盤の強化と担い手の確保										
3-2-1	担当課									
		現計画	現状と課題 変更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由	現計画	取組方針 更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由	現計画	主な取組 更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由
農林水産課		野洲市の農業は水稻を中心に発展してきましたが、全国同様、担い手の高齢化や後継者不足が深刻な課題となっています。農業経営の持続化・安定化を図るため、集落での話し合いを通じた農地の集積・集約や、集落営農組織や家族経営体の法人化などを推進するほか、今後の担い手となる認定農業者の育成、新規就農者への技術支援をはじめとした相談など、様々な取組を行う必要があります。	野洲市の農業は水稻を中心に発展してきましたが、全国同様、担い手の高齢化や後継者不足が深刻な課題となっています。農業経営の持続化・安定化を図るため、集落での話し合いを通じて策定した地域計画に基づく農地の集積・集約化や、集落営農組織や家族経営体の法人化などを推進します。さらに、今後の担い手となる認定農業者の育成、新規就農者への経営技術支援をはじめとした相談など、県・JA等関係機関と連携して取り組む必要があります。	・地域計画…R6年度末に策定したため追記。将来の農業のあり方と農地利用の姿を明確化する計画。それぞれの地域の農業の発展に向けたマスタープランとなるもの。 ・集積・集約化…「地域計画策定マニュアル（農林水産省令和7年4月）」の表現を引用。 ・県・JA等関係機関と連携…経営相談や技術相談は専門的な内容を含むことが多く、県やJA等の有識者と共に対応することが必要。	効率的で安定した農林水産業の経営基盤を強化するとともに、担い手や後継者の確保支援に取り組みます。	効率的で安定した農林水産業の経営基盤を強化するとともに、担い手や後継者の持続的な農業経営支援に取り組みます。	・「後継者を確保するための支援」よりも「担い手となった後継者等が、持続的に地域の農業を担うための支援」の方が、現状や今後の取組を鑑みて適切。	人・農地プランの実質化推進による地域の担い手確保と農地集約、農地中間管理機構の活用による農地集積の利用促進、新規就農者に対する支援窓口の設置、地産地消の推進、スマート農業への転換支援	地域計画の推進及びブラッシュアップによる地域の担い手確保と農地集約、農地中間管理機構の活用による農地集積の利用促進、新規就農者に対する支援や農業経営に関する相談窓口の周知、スマート農業への転換支援	実状に合わせて修正。 ・人・農地プランから地域計画に移行している。（人・農地プランをベースに地域計画を策定している。） ・新規就農者だけでなく農業経営に関する相談を幅広く受け付けている。 ・地産地消の推進は取組方針②と重複するため削除。

取組方針② 農産物等のブランド力向上

担当課	現状と課題			取組方針			主な取組		
	現計画	変更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由	現計画	更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由	現計画	更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由
農林水産課	農地の集約により大規模な経営を行う農業者が増加しており、生産物の付加価値向上やブランド化、六次産業化を推進し、多様な主体の参画により、農業をさらに魅力ある誇れる産業として次代へ引き継ぐための取組が求められています。	関係機関と連携し、市内産農林水産物の知名度や需要を高め、利用を推進することにより、次代へ引き継ぐための農林水産業がさらに魅力ある誇れる産業となることが求められていることから 地域ブランドの創出に向けた取り組みを進める必要があります	市内産農林水産物の利用を推進することや、地域ブランドの創出に向けた取り組みを進めます。 六次産業化の推進については、地域ブランドの創出に含めます。	農作物等の付加価値を高め、ブランド力の向上に取り組むほか、農商工の連携や六次産業化の推進に取り組みます。	市内産農林水産物の知名度や需要を高めるため、ネーミング等も含めて 地域ブランドの創出に向けた取り組みを関係機関と協議し進めます。	市内産農林水産物の利用を推進することや、地域ブランドの創出に向けた取り組みを進めます	農業者と商工業者との交流機会の創出等による農商工連携の推進、販路の拡大支援、特産品づくり	農業者と商工業者との交流機会の創出等による農商工連携の推進、販路の拡大支援、 ふるさと納税返礼品の発掘・創出、学校給食での市内産農林水産物の活用推進	・特産品づくりは農商工連携した取り組みの推進として記載。 ・ふるさと納税返礼品は、現在ゆりかご水田米などがあり、今後にはんにくなどの市内農産物を返礼品にすることをJA、県、市等関係機関において検討している。また、特産品とまではいなくても、返礼品の知名度を上げるため、農産物の発掘・創出を進めたい。 ・学校給食について、JA、県、給食センター、市等の関係機関において意見交換会を不定期に開催しており、今後も開催する予定。

取組方針③ 農地、森林、水環境の良好な保全

担当課	現状と課題			取組方針			主な取組		
	現計画	変更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由	現計画	更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由	現計画	更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由
農林水産課	林業では、近年、放置森林が増加しており、所有者による適切な経営管理を促していく必要があります。また、水産業では、琵琶湖全体の漁獲量が低い水準で推移しており、特にアユについては記録的な不漁となるなど、水産資源回復に向けた取組を進める必要があります。	林業においては、所有者による適切な経営管理が難しくなってきたことから、森林経営管理制度の導入により、林業経営の適正化を図る必要があります。	森林経営管理制度…R5より準備業務を進めています。林業経営に適した森林は地域の森林経営者に再委託し、経営が適さない森林は市町村が公的に管理する制度です	農地や森林、水環境の果たす多面的機能についての理解を促進し、地域で連携して環境保全に取り組みます。			環境保全型農業の推進、農業体験等地域と連携したイベントの開催、獣害対策、土地改良施設の整備、里山整備の支援		
	農地や森林、水環境については、地球温暖化の防止や生物多様性の保全、水源の涵養など、市民生活に関わる多面的な機能を有しています。市民が気軽に農林水産業に関わることができる環境の整備や、農林水産業の持つ魅力や価値の市民との共有を進めるとともに、環境に優しい農業を推進し、地域と協働して良好な環境を保全していくことが必要です。	また、水産業では 滋賀びわ湖漁業協同組合が新たに発足したことから、県や関係市と共同し琵琶湖の水産資源回復に向けた取組を進める必要があります。	滋賀びわ湖漁業協同組合…昨年度県内16漁業組合が広域合併						

施策3 地域資源を生かした観光の振興

令和5年度施策評価（外部評価）

A

取組方針① 観光情報の収集・発信の充実

担当課	現状と課題			取組方針		主な取組			
	現計画	変更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由	現計画	変更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由	現計画	変更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由
地域経済振興課	野洲市には、三上山や琵琶湖に代表される豊かな自然や歴史、社寺や史跡等の魅力ある地域資源があるものの、それぞれが点在しており、結び付けするような観光の仕組みづくりやまちの玄関口である駅からの交通手段が充分でなく、地域資源を生かした観光が展開できていません。また、地域の歴史や伝統文化等は市民においても認知度が低く、野洲市の良さや魅力が市外に広がらない一因にもなっています。	野洲市には、三上山や琵琶湖に代表される豊かな自然や歴史、社寺や史跡等の魅力ある地域資源があるものの、それぞれが点在しており、結び付けするような観光の仕組みづくりやまちの玄関口である駅からの交通手段が充分でなく、地域資源を生かした観光が展開できていません。また、地域の歴史や伝統文化等は市民においても認知度が低く、野洲市の良さや魅力が市外に広がらない一因にもなっています。	文書の構成上、修正したため。	観光情報を効果的に発信する仕組みを時代やニーズに応じて構築し、野洲市ならではの体験や学びなど、野洲市の魅力をアピールします。			インターネットやSNS等社会に対応した観光情報の発信	インターネットやSNS等社会に対応した観光情報の発信	単にSNS等による若者をターゲットとした情報発信だけでなく、紙媒体も含めた全世代に届く観光情報の発信が必要であるため。
		その為、インターネットの活用やターゲットを明確にした魅力のアピール等、市外の方が野洲市の文化、歴史、生活に関心を持ち、実際に訪れるような情報発信の工夫が必要です。						高齢者や若年者等の各世代に居きやすい情報媒体に対応した観光情報の発信	

取組方針② 新たな観光資源の発見と環境整備

担当課	現状と課題			取組方針			主な取組		
	現計画	変更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由	現計画	変更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由	現計画	変更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由
地域経済振興課	観光には、その地域ならではの体験や学び、地域との交流等、新たな価値が求められる時代となっています。野洲市の自然や文化は市民にとって身近で日常的なものであっても、市外の人々に魅力的で非日常的な体験をもたらす可能性を秘めています。まずは、市民が野洲市の魅力を再発見するとともに、事業者や市民団体等が連携しながら、エコツーリズム、アグリツーリズム等ニーズに応じた観光のあり方を模索し、新たな観光資源の掘り起こしを進める必要があります。 また、インターネットの活用やターゲットを明確にした魅力のアピール等、市外の方が野洲市の文化、歴史、生活に関心を持ち、実際に訪れるような情報発信の工夫が必要です。	観光には、その地域ならではの体験や学び、地域との交流等、新たな価値が求められる時代となっています。野洲市の自然や文化は市民にとって身近で日常的なものであっても、市外の人々に魅力的で非日常的な体験をもたらす可能性を秘めています。 まずは、市民が野洲市の魅力を再発見するとともに、事業者や市民団体等が連携しながら、エコツーリズム、アグリツーリズム等ニーズに応じた観光のあり方を模索し、新たな観光資源の掘り起こしを進める必要があります。 また、インターネットの活用やターゲットを明確にした魅力のアピール等、市外の方が野洲市の文化、歴史、生活に関心を持ち、実際に訪れるような情報発信の工夫が必要です。	文書の構成上、修正したため。	野洲市の魅力の再発見やニーズに沿った観光のあり方の検討を通して、新たな観光資源の掘り起こしを行うとともに、観光客が訪れやすい環境を整備します。	野洲市の魅力の再発見やニーズに沿った観光のあり方の検討を通して、新たな観光資源の掘り起こしを行うとともに、 近隣市と連携した観光客が訪れやすい環境仕組みを整備 します。	他市と連携して取り組んでいる湖南地域観光振興協議会に関連する文言の記載したため。	体験型観光のメニューづくり、案内表示の更新・多言語化、観光関係団体への支援		

取組方針③ 地域資源の活用促進

	担当課	現状と課題			取組方針			主な取組		
		現計画	変更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由	現計画	更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由	現計画	更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由
3-3-3	地域経済振興課	野洲市の魅力が市内外の多くの人に注目され、野洲市に関わりを持つ関係人口が増加することで、事業者や市民団体等にも新たな工夫やアイデアが生まれ、地域ブランドの創出や地域への誇りや愛着の醸成にもつながります。地域経済の活性化とともに、地域の魅力を守り発展させていく担い手の輪が広がるよう、商業や農林水産業等他分野とも連携を図りながら、観光振興を進める必要があります。	野洲市の魅力が市内外の多くの人に注目され、野洲市に関わりを持つ関係人口が増加することで、事業者や市民団体等にも新たな工夫やアイデアが生まれ、地域ブランドの創出や地域への誇りや愛着の醸成にもつながります。地域経済の活性化とともに、地域の魅力を守り発展させていく担い手の輪が広がるよう、商業や農林水産業等他分野とも連携を図りながら、観光振興を進める必要があります。 また、野洲市内には、野洲の特産品などをPRできる拠点が無いことが課題となっているため、PR拠点の整備が必要となっています。	総合計画実施計画における市長ヒアリングの内容を踏まえて反映したことによるもの。	市民・団体・農林水産業者・商工業者・観光事業者等と連携し、特産品づくりや定期的なイベントの開催等、地域資源を活用した観光振興を促進します。	市民・団体・農林水産業者・商工業者・観光事業者等と連携し、特産品づくりや定期的なイベントの開催等、地域資源を活用した観光振興を促進します。 野洲市のPRができる拠点の整備を進めます。	総合計画実施計画における市長ヒアリングの内容を踏まえて反映したことによるもの。	ビワイチ等多様な手段を活用した観光ルートの充実、事業者や市民との協働による特産品づくり、定期的なイベントの開催、湖岸を活用した観光振興	ビワイチ等多様な手段を活用した観光ルートの充実、事業者や市民との協働による特産品づくり、定期的なイベントの開催、湖岸を活用した観光振興、野洲市のPR拠点および出張販売機能を持ったアンテナショップの整備	総合計画実施計画における市長ヒアリングの内容を踏まえて反映したことによるもの。

施策4 歴史文化遺産の保全・活用

令和5年度施策評価（外部評価）

A

取組方針① 歴史文化遺産の保護・継承

	担当課	現状と課題			取組方針			主な取組		
		現計画	変更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由	現計画	更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由	現計画	更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由
3-4-1	文化財保護課	市内には指定文化財をはじめとする多くの歴史的遺産があります。また、市内で伝えられている歴史・民俗資料や伝統行事・祭礼等も、先人から受け継いできた身近な歴史文化遺産です。地域の魅力ある歴史や文化を再発見し、次代に伝えていくことは、地域への誇りや愛着を育みます。 しかし、時代や社会構造の変化に伴い、貴重な史料の散逸や後継者不足等に伴い保護・継承が困難となりつつあります。文化財をはじめとする歴史的遺産・市民遺産の保存・修理・活用を進めるとともに、地域に残る歴史遺産に視点を据え、学び、体験することを通じて市民の関心・理解を深め、次代にしっかりと継承していくことが必要です。			指定文化財や史跡の保存・修理に努めるほか、民俗資料や、郷土の歴史・伝統行事について、その調査や保存・継承に関する取組を支援します。			指定文化財や史跡の保存・修理、地域に伝わる歴史・民俗資料の収集・保存、地域における調査依頼等への対応、後継者育成支援	指定文化財建造物への防災設備更新・防犯設備設置の相談対応。無形民俗文化財継承の支援。未指定文化財建造物の保存・活用の相談対応。歴史講座・シンポジウムを通じて、文化財の本質的価値の情報発信。	内容が取り組み方針とほぼ同じであり、ある程度は具体性を示す必要があるため。
3-4-1	歴史民俗博物館	時代や社会構造の変化に伴い、貴重な史料の散逸や後継者不足等に伴い保護・継承が困難となりつつあります。文化財をはじめとする歴史的遺産・市民遺産の保存・修理・活用を進めるとともに、地域に残る歴史遺産に視点を据え、学び、体験することを通じて市民の関心・理解を深め、次代にしっかりと継承していくことが必要です。			指定文化財や史跡の保存・修理に努めるほか、民俗資料や、郷土の歴史・伝統行事について、その調査や保存・継承に関する取組を支援します。			指定文化財や史跡の保存・修理、地域に伝わる歴史・民俗資料の収集・保存、地域における調査依頼等への対応、後継者育成支援		

取組方針② 歴史文化遺産の魅力の発信

	担当課	現状と課題			取組方針			主な取組		
		現計画	変更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由	現計画	更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由	現計画	更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由
3-4-2	歴史民俗博物館	わかりやすく興味・関心を持てるような展示や魅力的な企画等を通じた文化財の公開・活用、インターネットを通じた情報発信等を図り、観光や教育等に生かす取組を展開していく必要があります。			文化財や歴史遺産について、市民が価値を認識し、関心・理解を深められるよう体験学習等を行うとともに、インターネット等を活用し、市外にも広く魅力や情報の発信を行います。			歴史民俗博物館における企画展や体験学習の実施、インターネットやSNS等を活用した情報発信		

取組方針③ 他分野との連携による歴史的遺産の活用促進

	担当課	現状と課題			取組方針			主な取組		
		現計画	変更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由	現計画	更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由	現計画	更内容（変更箇所は赤字で記載）	変更理由
3-4-3	文化財保護課	時代や社会構造の変化に伴い、貴重な史料の散逸や後継者不足等に伴い保護・継承が困難となりつつあります。文化財をはじめとする歴史的遺産・市民遺産の保存・修理・活用を進めるとともに、地域に残る歴史遺産に視点を据え、学び、体験することを通じて市民の関心・理解を深め、次代にしっかりと継承していくことが必要です。			観光・教育・地域づくり等、他分野との連携により、歴史文化遺産を地域資源として活用できるよう、方法を検討し、展開します。	観光・教育・地域まちづくり等、他分野との連携により、歴史文化遺産を地域資源として活用できるよう、方法を検討し、展開します。	「まちづくり」の方が語彙上馴染みがあり、実際にまちづくり団体との協働事業も存在するため。	史跡永原御殿跡の保存・活用・整備、歴史ツーリズム等観光分野との連携促進	史跡永原御殿跡の保存・活用・整備、まちづくり団体との協働事業、歴史ツーリズム等観光分野との連携促進	実際にまちづくり団体との協働事業も存在するため。

第2次野洲市総合計画（後期基本計画）策定にかかる 市民意向調査

日頃から市政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

野洲市では令和3年3月にまちづくりの最上位計画となる「第2次野洲市総合計画」を策定し、めざすべき都市像である「多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち～笑顔あふれる にじいろ都市 やす～」の実現に取り組んできました。この計画は令和12年度を目標年度としていますが、今年度が計画の中間年となるため、これまでの取り組みを検証し、今後のまちづくりを一層効果的なものとするために、現在、「第2次野洲市総合計画（後期基本計画）」の策定に取り組んでいるところです。

このアンケートは、現在の野洲市の施策に対する評価やこれからのまちづくりへの市民の皆さまの思いを反映させるための大切な基礎資料となるものです。

ご多忙の折、設問の数も多く、誠に恐縮ですが、アンケートの趣旨をご理解いただきまして、最後までお答えくださいますよう、皆さまのご協力をよろしくお願いします。

令和7年6月

野洲市長 櫻本 直樹

<記入にあたってのお願い>

- この調査の対象者は、野洲市在住の18歳以上の方の中から無作為に4,000名を抽出させていただきました。
- このアンケートには、お名前やご住所を記入する必要はありません。
- 回答は、封筒の宛名のご本人がお答えください。ご本人が書くことができない場合は、身近な方がご本人の意見を聞きながらご記入ください。
- 回答は特に指定のない限り、あてはまる番号に○印を付けてください。また、「その他」などの記入欄には、具体的にその内容を記入してください。
- この調査の内容は、計画の策定以外には使用いたしませんので、個人が特定されるなど個人的にご迷惑のかかることはありません。
- ご回答いただいた調査票は、令和7年6月30日（月）までに、同封しました返信用封筒に入れて、切手を貼らずに投函してください。

この調査票はWEBでも回答可能です。

右にある二次元コードから専用のページにアクセスしてください。
WEBで回答した場合は、この調査票の返信は不要です。



（お問い合わせ先）

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

野洲市役所 政策調整部 総合調整課

電話：077-587-6039 FAX：077-586-2200 E-mail：socho@city.yasu.lg.jp

1 野洲市が実施している各施策について、おうかがいします

問1 ①～④⑩の項目について、あなたの考えに最も近いものを1つ選択してください。【それぞれ○は1つ】

		あてはまる	あてはまる程度	あまりあてはまらない	あてはまらない	わからない
①	野洲市は、子育てについての福祉・支援対策（施設・支援事業等）が充実している	1	2	3	4	5
②	野洲市では、地域の青少年（小学校から18歳前後の男女）が健全に育っている	1	2	3	4	5
③	野洲市の子どもたちは、楽しく充実した学校生活を送っている	1	2	3	4	5
④	野洲市の学校教育は充実している	1	2	3	4	5
⑤	野洲市の生涯学習の支援（事業の開催や支援体制、施設の立地等）は充実している	1	2	3	4	5
⑥	野洲市の文化・スポーツの振興（事業の開催や支援体制、施設の立地等）は充実している	1	2	3	4	5
⑦	野洲市は、地域社会や職場などにおけるあらゆる「意思決定」の場に、女性も男性も同じように参画できている	1	2	3	4	5
⑧	野洲市では、高齢者が安心して生活できる	1	2	3	4	5
⑨	野洲市では、障がいのある人も含め、すべての人がともに地域のなかでいきいきと暮らすことができる	1	2	3	4	5
⑩	野洲市は、自分が一人暮らしの高齢者や心身に障がいのある状態になった場合でも、無関心にならず温かい支え合いの気持ちで見守ってくれる地域である	1	2	3	4	5
⑪	あなたが住んでいる地域では、困ったときに頼れるご近所がいる	1	2	3	4	5
⑫	野洲市は、生活に困っている人が気軽に相談できる環境が整っている	1	2	3	4	5
⑬	野洲市は、防犯面で安全なまちである	1	2	3	4	5
⑭	野洲市は、持続可能な農業が営まれている	1	2	3	4	5
⑮	野洲市は、地域の観光資源を有効に活用し、野洲市の魅力が広く発信されている	1	2	3	4	5
⑯	野洲市は、労働者の権利が守られ、意欲を持ち安心して働くことのできるまちである	1	2	3	4	5
⑰	野洲市は、三上山や琵琶湖、田園景観など眺望景観に優れている	1	2	3	4	5
⑱	野洲市は、街並みの景観が優れている	1	2	3	4	5
⑲	野洲市は、身近なところに親しめる水辺や緑（林や木立、草地）が豊富にある	1	2	3	4	5

		あてはまる	ある程度あてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	わからない
②⑩	野洲市は、歴史的遺産や地域の伝統文化の魅力を市民が認識し、継承している	1	2	3	4	5
②⑪	野洲市は、秩序ある土地利用が図られ、自然環境と都市環境が調和している	1	2	3	4	5
②⑫	野洲市は、徒歩での移動が快適にできる道路が整備されている	1	2	3	4	5
②⑬	野洲市は、自動車での移動が快適にできる道路が整備されている	1	2	3	4	5
②⑭	野洲市は、市内の路線バス・コミュニティバスは便利で充実している	1	2	3	4	5
②⑮	野洲市におけるＪＲの利用は、便利で充実している	1	2	3	4	5
②⑯	野洲市は、安全な水道水、下水道施設、公園や緑地等快適な居住環境が整っている	1	2	3	4	5
②⑰	野洲市は、市政情報がスムーズに入手できる	1	2	3	4	5
②⑱	野洲市は、市に対して意見を述べる機会が保障されている	1	2	3	4	5
②⑲	野洲市は、収支バランスのとれた財政運営が行われている	1	2	3	4	5
③⑩	あなたは、人権問題や差別に対して、正しい認識を示し行動することができる	1	2	3	4	5
③⑪	あなたは、国際交流や異文化交流を日頃から行っている	1	2	3	4	5
③⑫	あなたは、自分の健康状態に関心を持ち、それぞれの健康状態に応じて健康づくりや健康管理に努めている	1	2	3	4	5
③⑬	あなたは、普段から、災害への備えをしている	1	2	3	4	5
③⑭	あなたは、悪質商法の手口等、安全な消費生活に必要な知識を得ている	1	2	3	4	5
③⑮	あなたは、普段の買い物を市内で済ませている	1	2	3	4	5
③⑯	あなたは、日常生活での買い物に不便を感じている	1	2	3	4	5
③⑰	あなたは、省エネルギーや新エネルギーへの転換に積極的に取り組んでいる	1	2	3	4	5
③⑱	あなたは、資源ごみの分別や生ごみの堆肥化、買い物袋の持参など廃棄物の抑制やリサイクルの推進に積極的に取り組んでいる	1	2	3	4	5
③⑲	あなたは、地域で行われている市民活動に取り組んでいる	1	2	3	4	5
④⑩	あなたは、最近１年の間について、応対した市職員の態度や対応に満足している	1	2	3	4	5

問2 ①～⑮の項目にある「市政全般」について、A.現状どれくらい満足していますか。B.どれくらい重要だと考えていますか。

【A. B. それぞれ〇は1つ】

		A. 現状の満足度					B. 今後の重要度				
		満足	やや満足	それほど満足ではない	満足ではない	わからない	重要	やや重要	それほど重要ではない	重要ではない	わからない
①	子育て支援の充実 ・子育て家庭への支援の充実 ・安心して子育てできる環境の整備 ・児童虐待の未然防止及び早期発見・対応	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
②	青少年の健全育成 ・青少年の自主性を育てる機会や場の提供 ・非行の防止やひきこもり等への支援	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
③	学校教育の充実 ・確かな学力の定着・向上 ・子どもと家庭に寄り添った教育相談・支援体制の充実 ・安全・安心な教育環境の整備と働きやすい環境づくりの推進 ・地域に根ざした学校づくりの推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
④	生涯学習の推進 ・生涯学習の機会の提供 ・生涯学習に対する支援	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑤	スポーツ・文化芸術の振興 ・スポーツの機会の提供 ・スポーツ活動に対する支援 ・文化芸術の振興	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑥	人権の尊重と多文化共生社会の実現 ・人権教育・啓発の推進と相談支援体制の充実 ・男女共同参画の推進 ・多文化共生の推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑦	健康づくりの推進と地域医療体制の整備 ・市民の健康づくりへの支援 ・地域医療体制の整備	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑧	高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり ・健康づくり活動と社会参加の促進 ・高齢者の暮らしを地域で支えるまちづくり ・市民ニーズに沿った介護サービスの提供と適正化の推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑨	障がい児・者福祉の充実 ・障がい者の個別支援の充実 ・障がい児の相談支援・療育の充実	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑩	地域福祉の推進 ・市民の主体的な地域福祉活動の推進 ・地域と連携した福祉活動の推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑪	生活困窮者等への支援の充実 ・包括的な相談支援体制の充実	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑫	消費者行政・防犯対策の充実 ・消費者被害の救済及び未然防止・拡大防止の充実 ・防犯対策の実施	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑬	商工業の振興 ・事業者の作業環境の整備支援 ・地域商業の基盤強化の支援 ・創業支援の強化と雇用の創出	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑭	農林水産業の振興 ・経営基盤の強化と担い手の確保 ・農産物等のブランド力向上 ・農地、森林、水環境の良好な保全	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

		A. 現状の満足度					B. 今後の重要度				
		満足	やや満足	それほど満足ではない	満足ではない	わからない	重要	やや重要	それほど重要ではない	重要ではない	わからない
⑮	地域資源を生かした観光の振興 ・観光情報の収集・発信の充実 ・新たな観光資源の発見と環境整備 ・地域資源の活用促進	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑯	歴史文化遺産の保全・活用 ・歴史文化遺産の保護・継承 ・歴史文化遺産の魅力の発信 ・他分野との連携による歴史的遺産の活用促進	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑰	均衡ある土地利用の推進 ・計画的な土地利用の推進 ・都市機能形成の推進 ・良好な住宅・住環境の整備 ・未利用地の利活用促進	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑱	自然環境・美しい景観の保全 ・自然環境の保全並びに低炭素社会の形成 ・景観の保全と創出 ・都市公園の整備・維持管理の充実	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑲	生活環境の保全と上下水道サービスの安定供給 ・生活環境の保全 ・循環型社会の形成 ・安全で良質な水の安定的供給 ・持続可能な下水道サービスの提供	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
⑳	防災・減災対策の強化 ・防災・減災対策の整備 ・総合的な防災体制・災害時応急体制の確立	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
㉑	道路ネットワークの整備と交通安全の推進 ・円滑な移動を可能とする道路ネットワークの整備 ・誰もが使いやすく安全な道路環境の整備 ・交通安全の意識啓発の推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
㉒	公共交通の利便性の向上 ・公共交通の利便性の向上	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
㉓	市民活動・自治会活動の推進 ・市民活動の継続的な支援 ・持続可能な自治会活動への支援 ・多機関協働のための仕組みづくり	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
㉔	市民との情報共有の推進 ・多様な手段を用いた広報・広聴活動の充実	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
㉕	効果的・効率的な行財政運営 ・計画的で効率的な行財政運営 ・広い視野と経営的視点を持った職員の育成 ・先端技術の導入と電子化の推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

2 公共施設（建物）の機能や設備について、おうかがいします

問3 ①～⑱の項目にある「公共施設（建物）」について、A. 現状の機能や設備にどれくらい満足していますか。
B. 機能や設備の強化や老朽化対策がどれくらい重要だと考えていますか。
【A. B. それぞれ○は1つ】

問3 ①～⑱の項目にある「公共施設（建物）」について、A. 現状の機能や設備にどれくらい満足していますか。 B. 機能や設備の強化や老朽化対策がどれくらい重要だと考えていますか。 【A. B. それぞれ○は1つ】		A. 現状の満足度 (機能や設備)					B. 今後の重要度 (機能や設備の強化や老朽化対策)					
		満足	やや満足	それほど満足ではない	満足ではない	わからない	重要	やや重要	それほど重要ではない	重要ではない	わからない	
①	各学区コミュニティセンター	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
②	野洲文化ホール	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
③	歴史民俗博物館	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
④	野洲図書館	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑤	総合体育館	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑥	中主B＆G海洋センター・市民グラウンド	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑦	健康スポーツセンター(通称:サンネス)	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑧	健康福祉センター	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑨	発達支援センター	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑩	なかよし交流館	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑪	小学校・中学校	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑫	こども園・幼稚園	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑬	こどもの家（学童保育所）	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑭	人権センター	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑮	市民交流センター	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑯	野洲川河川公園	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑰	野洲クリーンセンター・蓮池の里第二処分場	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑱	市役所本庁舎	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5
⑲	北部合同庁舎	1	2	3	4	5		1	2	3	4	5

3 がん検診について、おうかがいします

問4 ①～⑤の項目について、過去1～2年間に以下のがん検診を受けましたか。【それぞれ○は1つ】

問4 ①～⑤の項目について、過去1～2年間に以下のがん検診を受けましたか。【それぞれ〇は1つ】		野洲市の検診を受けた	勤め先の検診を受けた	その他（人間ドック等）を受けた	受けていない
①	胃がん検診	1	2	3	4
②	肺がん健診	1	2	3	4
③	大腸がん検診	1	2	3	4
④	乳がん検診（女性のみ）	1	2	3	4
⑤	子宮頸がん検診（女性のみ）	1	2	3	4

4 野洲市への誇りや愛着について、おうかがいします

問5 今後も野洲市に住み続けたいと思いますか。【○は1つ】

1. 住み続けたい	2. 住み続けたくない	3. どちらでもない
└──→ 問5-1へ	└──→ 問5-2へ	└──→ 問6へ

<問5で「1. 住み続けたい」に○をつけた方におうかがいします>

問5-1 今後も野洲市に住みたいと思う理由について、お答えください。【〇はいくつでも】

1. 日常生活に必要な商業施設や医療施設があるから
2. 鉄道やバスなど公共交通機関の利用に便利だから
3. 通勤、通学に便利だから
4. 自分（もしくは親族）の家、土地があるから
5. 家族、親族が近くに住居しているから
6. 知人が多いから
7. 災害等の危険性が低いから
8. 治安が良いから
9. 道路環境が整っているから
10. 公園や上下水道施設が整っているから
11. 自然環境に恵まれているから
12. その他（

問5-2 野洲市に住み続けたくないと思う理由について、お答えください。【〇はいくつでも】

-)

【それぞれ○は1つ】

感じる

5 野洲川^{みずべ}MI Z B Eステーションについて、おうかがいします

問7 あなたは、野洲川^{みずべ}MI Z B Eステーションの計画を知っていますか。(令和10年整備予定)【〇は1つ】

1. 知っている 2. 聞いたことがある 3. 知らない

※ MI Z B Eステーションとは、災害時には緊急復旧活動や水防活動を迅速に行うための拠点となる施設で、平常時には地域活性化や賑わいの創出の拠点として活用する施設です。

問8 野洲川^{みずべ}MI Z B Eステーションは、「自然を生かした市民の学びや活動の拠点」として整備する方向で検討しています。この方針についてどう思いますか。【〇は1つ】

1. 良いと思う 2. 良くないと思う 3. わからない

問9 あなたは、自然を生かした学びや活動（自然遊びやスポーツなど）に関心がありますか。【〇は1つ】

1. 関心がある 2. 関心がない 3. わからない

計画イメージパース



※内容はイメージであり、決定しているものではありません。

6 これからの野洲市について、おうかがいします

問 10 これからの野洲市のまちづくりを進めていく上で、あなたが理想とする「将来のまちの姿」としてイメージについて、あなたの考えに近いものはどれですか。【〇はいくつでも】

1. いつまでも元気に暮らすことのできる健康なまち
2. 安心して子どもを生み育てることのできるまち
3. 住み慣れた地域で共に支え合いながら暮らす福祉のまち
4. 災害に強く、犯罪の少ない安心・安全なまち
5. 道路・都市基盤の整備された暮らしやすいまち
6. 緑豊かな自然環境と市民が共生するまち
7. 充実した学習環境のもとで生きる力を育むまち
8. コミュニティや市民活動の盛んなまち
9. 多くの人が訪れ、交流の盛んな観光のまち
10. 芸術・文化を育み、スポーツに親しむまち
11. 産業が集積し、経済活動の活発な働きがいのあるまち
12. 歩いて暮らせるコンパクトで利便性の高いまち
13. 豊かな田園風景が広がり、都市と農業が共存するまち

7 まちづくりのデジタル化について、おうかがいします

問 11 次のような情報通信機器を持っていますか。【〇はいくつでも】

- | | | | | |
|------------|------------------|---------|------------|--------|
| 1. スマートフォン | 2. 携帯電話 | 3. パソコン | 4. タブレット端末 | 5. テレビ |
| 6. 家庭用ゲーム機 | 7. 情報通信機器を持っていない | | | |

問 12 インターネットを利用する場合、主にどのような機器を利用しますか。【〇はいくつでも】

- | | | | | |
|------------------|---------|---------|------------|--------|
| 1. スマートフォン | 2. 携帯電話 | 3. パソコン | 4. タブレット端末 | 5. テレビ |
| 6. 家庭用ゲーム機 | 7. その他（ | | | ） |
| 8. インターネットを利用しない | | | | |

問 13 野洲市の市政に関する情報を取得する場合、主に何から得ていますか。【〇は1つ】

- | | | | |
|---------|-------------|-----------|-----------------|
| 1. 広報やす | 2. 市のホームページ | 3. 市のLINE | 4. 市施設の掲示物（掲示板） |
| 5. 新聞 | 6. 情報誌 | 7. テレビ | 8. ラジオ |
| 9. その他（ | | | ） |

問 14 地域社会のデジタル化が進むなかで、あなたが期待することは何ですか【〇はいくつでも】

1. 様々な行政手続きがオンライン化（手続きがインターネット上で完結）されること
2. スマート農業（農作業の省力化・精密化や高品質生産）の推進につながる
3. 商工業や観光分野でのICT※1活用により地元産業が活性化すること
4. ICTを効果的に活用した教育により、子どもたちの学びが深まること
5. 子育て支援サービスが高度化・充実化すること
6. 健康づくりや福祉・医療サービスが高度化・充実化すること
7. スマートシティの構築（公共交通の充実化・都市基盤の整備）につながる
8. 子どもや高齢者の見守りなど、安全・安心のまちづくりにつながること
9. SNS※2等の活用により、災害時など緊急時の情報提供が迅速化・充実化すること
10. その他（ ）
11. 特になし

※1 ICT（情報通信技術）とは、パソコンだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称のこと。

※2 SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）とは、友だちなどとつながって、文章や写真、動画などで自分を表現したり、コミュニケーションするサービスのこと。LINE、Facebook、Instagram など、たくさん種類があります。

8 あなた（回答者）自身のことについて、おうかがいします

問 15 性別を教えてください。【〇は1つ】

1. 男性
2. 女性
3. 答えたくない

問 16 年齢を教えてください。【〇は1つ】

1. 18～29 歳
2. 30～39 歳
3. 40～49 歳
4. 50～59 歳
5. 60～69 歳
6. 70～79 歳
7. 80 歳以上
8. 答えたくない

問 17 お住まいの地域の小学校区名を教えてください。【〇は1つ】

小学校区が不明な場合は、自治会名または郵便番号を記載してください。

1. 野洲小学校区
2. 北野小学校区
3. 三上小学校区
4. 祇王小学校区
5. 篠原小学校区
6. 中主小学校区
7. 答えたくない

※ 不明な場合（自治会名 ）または（郵便番号 - ）

問 18 職業を教えてください。【〇は1つ】

1. 専業主婦・主夫
2. 会社員
3. 自営業
4. 公務員・教員
5. 農業・林業・漁業
6. パート、アルバイト、派遣社員、契約社員
7. 学生
8. 無職（年金生活含む）
9. その他（ ）

1. 未婚である 2. 配偶者がいる 3. その他（ ）

1. ひとり暮らし	2. 夫婦のみ	3. 親と子（二世帯世帯）	4. 親と子と孫（三世帯世帯）
5. その他（ ）			

1. 200 万円未満	2. 200 万円以上 400 万円未満
3. 400 万円以上 600 万円未満	4. 600 万円未満 800 万円未満
6. 800 万円以上 1,000 万円未満	7. 1,000 万円以上 1,200 万円未満
8. 1,200 万円以上 1,400 万円未満	9. 1,400 万円以上
10. わからない、答えられない	



11

第2次野州市総合計画（後期基本計画）策定スケジュール

資料3

項目	令和6年度					令和7年度													令和8年度
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
市議会					【全員協議会】 後期基本計画の策定方針				【全員協議会】 市民懇談会の開催	必要に応じて経過報告							【定例会】 議案提出	第2次野洲市総合計画 後期基本計画開始	
総合計画審議会					【第1回】 全体会議			【第2回】 専門部会		【第3回】 専門部会		【第4回】 全体会議		【第5回】 全体会議					
【庁内】 総合計画策定ワーキンググループ						【第1回】 作業依頼	【第2回】 骨子確認 専門部会への出席依頼	必要に応じて随時開催											
総合計画・ 総合戦略 評価委員会	6年度 【第2回】 指標等の課題について (分野1～2)			6年度 【第3回】 指標等の課題について (分野3～5)					7年度 【第1回】 令和6年度 施策評価について										
市民参加	これまでの施策評価結果を踏まえ、各分野で設定している指標等に対する課題の洗い出しを実施							やすまる 広場	市民 アンケート		市民懇談会			パブリック コメント					